

令和6年美郷町議会議事録

第2回臨時会（第1号）

招集年月日	令和6年 4月 23日					
招集の場所	美郷町役場議会議場					
開会日時 及び宣告	開会	令和6年 4月 23日 午前 9時30分				
		議長 原 克 美				
	閉会	令和6年 4月 23日 午前 10時21分				
		議長 原 克 美				
応招、不応招議員及び出席並びに欠席議員 出席 11名 欠席 0名 凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ○△公務欠	議席番号	氏 名	出席等の別	議席番号	氏 名	出席等の別
	議長 (6)	原 克 美	○	8	藤原修治	○
	副議長 (7)	福島教次郎	○	9	山本幹雄	○
	2	牛尾博文	○	10	籾根正一	○
	3	藤原みどり	○	11	佐竹一夫	○
	4	日高学	○	12	西嶋二郎	○
	5	中原保彦	○	△	△	△

会議録署名 議員	9番	山本幹雄	10番	篠根正一
地方自治法第 121条によ り説明のため 出席した者の 職・氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	嘉戸隆	住民課長	志村幸恵
	副町長	山根啓史	健康福祉課長	石田圭司
	教育長	阿川俊治	産業振興課長	行田将士
	総務課長	中原輝文	美郷バレー課長	
	企画推進課長	行田綾子	建設課長	三上智央
	情報・未来技術戦略課長	佐竹一輝	大和事務所長	
	美郷暮らし推進課長	永妻孝司	教育課長	旭林修範
	会計課長	森原健次		
職務により議会に出席 した者の職・氏名	議会事務局長 井原武徳 議会事務局員 大畑真紀			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和 6 年美郷町議会第 2 回臨時会議事日程
(第 1 号)

令和 6 年 4 月 2 3 日 (火) 午前 9 時 3 0 分 開会

日程	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	会期の決定
3	行政報告
4	報告事項 報告第 1 号 令和 5 年度美郷町一般会計繰越明許費について
5	議案の上程、説明、質疑、討論及び表決 【予算案】 議案第 3 1 号 令和 6 年度美郷町一般会計補正予算 (第 1 号) 【一般事件案】 議案第 3 2 号 専決処分の承認を求めることについて 議案第 3 3 号 専決処分の承認を求めることについて 議案第 3 4 号 専決処分の承認を求めることについて 議案第 3 5 号 工事請負契約の変更について

(開 会 午 前 9時30分)

●原議長

おはようございます。

全議員出席であります。

ただ今から、令和6年美郷町議会第2回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、予めお手元に配付してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、美郷町議会会議規則第127条の規定により、9番・山本議員、10番・旗根議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

●原議長

異議なしと認め、本臨時会の会期は本日1日限りとすることに決しました。

日程第3、行政報告を議題といたします。

町長から行政報告の申し出がありましたのでこれを受けたいと思います。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

皆様、おはようございます。議長の許可をいただきましたので、3点、ご報告をいたします。

1点目は、自治体国際交流表彰、総務大臣賞受賞についてです。美郷町とバリ島マス村の交流が、総務省と一般財団法人自治体国際化協会が主催する「第18回自治体国際交流表彰」で、「総務大臣賞」を受賞しました。インドネシア共和国との交流で、市町村が受賞するのは、全国初となります。これまでの交流、取組みを評価いただいたことは大変光栄なことであり、町にとって大変励みにもなります。改めまして、これまでの交流に関わり、友好を育んできていただきました多くの皆様に深く感謝を申し上げます。5月27日には、総務省での受賞式に出席をし、また、福田康夫元総理大臣が会長を務められている一般財団法人日本インドネシア協会も表敬訪問をする予定です。また、在大阪インドネシア共和国総領事館ジョン・チャヤント・ブスタミ民総領事から早々に、お祝いのメッセージも頂戴をしております。そして、この受賞にあたりましては、特に4つの点を評価をいただいています。1つ目に、人口減少という全国共通の課題の解決ツールとして活用していることは、他の自治体の模範となること。2つ目に、住民同士の相互訪問、技能実習生の受入れなどの民間交流から、伝統音楽を通じた文化交流、さらに特産品開発といった経済交流へ、交流の幅が広がっていること。3点目に、こうした交流の広がりや、草の根からしっかりした交流が出来ているということ。そして4つ目として、30年の長期の交流に加え、それらを関係人口拡大や移住につなげるという、

これまでにない先進性、独自性を持った取組みで、地域の活性化に資する効果を上げていることを高く評価をいただいています。これら、評価いただいた点につきましては、4月1日から施行しました「バリの町条例」の理念とまさに同じであると思っております。町民や関係の皆様とともに、「バリの町づくり」をさらに進め、地域の活性化につなげてまいりたいと思います。

2点目に、島根マインドの会の美郷町視察について申し上げます。首都圏の島根県出身の企業経営者や経済人約140人で構成をされる島根マインドの会の視察団が、4月15日から16日にかけて来町されました。バリの町づくりや、美郷バレー構想、移住・定住対策などの重要施策を紹介し、カヌー競技場建設地、麻布大学フィールドワークセンター、タイガー株式会社中国営業所、サテライトオフィス「みさと。ネスト」、サステナブルハウスを現地視察をされました。訪問団の皆様は、町の強みを活かし、新しい発想で様々な施策に積極的に取り組んでおり、大変勉強になったと話しておられました。また、様々な意見交換も行い、首都圏の経営者等とつながりを持つ有意義な機会にもなり、引き続き、企業等への情報発信や、ご縁づくりに努めてまいりたいと思います。

3点目に、各種事業での補助金等の採択について申し上げます。令和6年度予算は、守りから攻めに転じ、積極的に施策を推進するために、基金を有効活用した予算編成を行う一方で、様々な補助金等の獲得による財源確保に積極的に動いています。まず、内閣府のデジタル田園都市国家構想交付金地方創生テレワーク型で、サテライトオフィス第2弾の整備事業が採択されました。施政方針でも申し上げましたように、この採択による関連予算の議案を、後ほど提出をさせていただきます。全国で32の団体が採択をされていますが、高水準タイプという3分の2の高い補助率で、採択をされたのは、美郷町を含む9団体だけです。また、この事業は、交付金を除く残りの事業費についても、特別交付税による財政措置がされるため、町の実質負担は極めて少なく実施をすることが出来ます。そして、審査にあたっては、以前に、この補助金を活用して整備をした「みさと。ネスト」の良好な実績や、単発的な整備に留まらず町の取組みを巻き込んだ発展的な計画であることを評価されて、高水準タイプで採択をいただきました。審査員の有識者からは、「人口集積地から交通の便が極めて悪い地域でありながら、人口に匹敵するような利用者数を生み出していることなど、評価に値する。続けて、どのような成果を出してくるか、期待したい」といったコメントをいただいています。課題先進地だからこそ、知恵を絞って創意工夫をした取組みや実績を評価された上での採択は、大変うれしく思っており、新たな人の流れづくりに一層取り組んでまいりたいと思います。次に、美郷町が採択を受けている環境省の脱炭素重点対策加速化事業の交付金の内示決定です。令和6年度の交付金では、現在行っている事業に加えて、ゼロカーボン農業モデルに要する費用等を要望し、それに対し、先だって満額の内示がありました。町民、事業者向けの補助事業、これは太陽光発電や高効率空調、高効率照明といったものですが、こちらも、大変好評で活用いただいております。昨年度は170件以上ご利用いただきました。今年度に入り、昨日現在で既に16件の申請をいただいております。美郷町の充実した先駆的な補助メニューの利用促進を図っていくとともに、この交付金に有利な財源を組合せ、ゼロカーボン農業モデルを推進していきたいと思っております。また、デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプでは、「みさと。PAYアプリ化実装事業」も採択をいただいております。この採択により、事業費1069万円の2分の1、535万

円の補助を受けることとなります。アプリ化によって、QRコードによる購入手続の効率化や、アプリでの残高の確認、クレジットカードや電子マネーなどでのチャージ機能の追加、加盟店の見える化など、利用者や加盟店双方の利便性を向上させて、一層、「みさと。PAY」の利用促進を図り、消費の町内循環やキャッシュレス化につなげていきたいと思っております。引き続き、積極的に様々な方法で財源確保に努めながら、町民の生活の不便の解消や、課題解決に取り組んでまいりたいと思っております。以上で報告を終わります。

●原議長

町長の行政報告が終わりました。

日程第4、報告事項を議題といたします。

報告第1号について説明を求めます。

●原議長

番外、会計課長。

●森原会計課長

それでは、報告第1号、令和5年度美郷町一般会計繰越明許費について、ご説明いたします。地方自治法施行令第146条第2項において、普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る最終予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議において、これを議会に報告しなければならないとの規定から、このたび報告をするものです。昨年8月の第3回臨時会と、先の定例会において、令和6年度への繰越限度額を14億1739万8000円として、ご承認いただきました23の事案について、いずれの事業も承認額の範囲内で繰り越しをさせていただいており、総額は9億9633万1415円となります。それぞれの財源につきましては、計算書の財源内訳のとおりです。以上で報告1号について説明を終わります。

●原議長

報告事項の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

報告第1号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

質疑がないようですので、報告第1号の質疑を終わります。

以上で、報告事項に対する質疑を終わります。

日程第5、議案の上程、説明、質疑討論及び表決を議題といたします。

本臨時会に提案を受けております議案は、予算案1件、一般事件案4件の計5件であります。

議案第31号から議案第35号までの5議案を一括上程いたします。

それでは、議案第31号から順次、提案理由の説明を求めます。

●原議長

番外、会計課長。

●森原会計課長

上程いただきました議案第31号、令和6年度美郷町一般会計補正予算第1号について、ご説明をいたします。この度の補正は、大和地域のサテライトオフィス整備及びタクシー利用助成対象拡大に係る経費の計上をするものです。予算額は、歳入歳出それぞれ6682万6000円増額し、歳入歳出予算の総額を75億1282万6000円とするものです。それでは、事項別明細書にて説明をさせていただきます。歳入について、6ページをお開きください。款14国庫支出金、項2国庫補助金、目5総務費国庫補助金、節2総務管理費補助金。デジタル田園都市国家構想推進交付金、補正額3682万6000円。これは、サテライトオフィス整備にかかる費用について、補助率3分の2の2という高水準で、国より内示をいただいたものです。建物の整備につきましては、交付基準事業費の上限である4500万円を超過しておりますが、補助基準額の残り3分の1につきましては、特別交付税措置がなされる予定です。次に、款18繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金、節1同基金繰入金、補正額2500万円。これは、現時点で、サテライトオフィス整備に係る特別交付税の交付額が確定していないこと、また、交付基準額を越え不足する財源を補うための繰入です。その下ですが、目6地域福祉振興基金繰入金、補正額500万円。タクシー利用助成の拡大に伴い、同基金を追加で繰入を行うものです。次に、歳出について説明をいたします。7ページをお開きください。款2総務費、項1総務管理費、目6企画費。説明欄001企画費、補正額6114万円。都賀行公民館の2階にサテライトオフィスを整備するための事業費です。このうち、ハード整備に係るものが、測量設計等委託900万円、工事請負費3830万円、庁用器具費350万円の計5080万円。企業誘致や情報発信、進出企業への支援金等のソフト事業が1034万円です。詳しくは、後ほど資料を用いて、担当課長より説明をさせていただきます。続いて、説明欄003公共交通対策費、補正額500万円。これは、タクシー利用助成の拡大に伴う対象者の増をひと月当たり延べ80人程度と見込み、増加する助成金を計上するものです。最後に、款14予備費、項1予備費、目1予備費、補正額68万6000円。これは、財政調整基金の繰入額を2500万円としたための調整による増額の補正です。以上で、議案第31号、令和6年度美郷町一般会計補正予算第1号の、私からの説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

●原議長

番外、美郷暮らし推進課長。

●永妻美郷暮らし推進課長

失礼いたします。それでは、美郷暮らし推進課の方から、サテライトオフィスに係る補正予算について、ご説明をさせていただきます。配信をしております参考資料で、ご説明をさせていただきますので、そちらをごらんください。町長の令和6年の施政方針で申し上げておりました新たなサテライトオフィスの整備につきましては、先ほど、町長の行政報告の中でもありましたけれども、内閣府のデジタル田園都市国家構想交付金事業、令和5年度の補正の予算で要望していたところでございますが、3月29日に採択結果が公表されまして、美郷町は、補助率の高い高水準タイプでの採択となっております。資料を1ページをごらんくださいませ。事業概要でございます。まず、本事業のデジタル田園都市国家構想交付金は、転職なき移住を実現し、地方へ新たな人と人の流

それを創出するためサテライトオフィスの整備等に取り組む地方公共団体を支援するものでございます。整備する場所は都賀行交流センターの2階部分、約516平米になります。事業費は、6114万円。内訳は設計及び工事費といたしまして、5080万円。ビジネスマッチング等のプロモーション費用として734万円。進出企業の支援の補助金として300万円を計上してございます。補助金は補助率3分の2の高水準タイプでの採択となっており、3682万円を計上してございます。なお、先ほども説明ありましたが、補助対象経費の補助残部分につきましては特別交付税による財政措置がされるということになってございます。主な整備内容は、平面図に記載しておりますとおり、食・住一体型オフィス、これを4室、これは仕事が遅くなった時などに活用できる休憩スペースを設けたオフィスとなります。次に、コワーキングスペース、研修兼交流スペース、シャワー室、給湯室、商品の情報発信などに活用できるミニスタジオ等の整備を予定しております。スケジュールにつきましては、1ページの下段に記載しておりますけれども、本議会でご承認をいただければプロポーザルの準備に入り、6月末を目途に設計業者を選定いたしまして、第3四半期初旬の工事着手を目指して、来年3月の施設オープンを考えております。資料2ページをごらんください。今回のデジ田交付金の概要についての説明でございます。採択結果の表、左側になりますけれども、本交付金の採択は全体で32団体、そのうち、補助率の高い高水準タイプでの採択は9団体で、美郷町は、この中に入っております。右側の表と、その下に示してあるとおり、サテライトオフィスの整備と企業の進出支援に対して交付金を活用できるものとなっております。右側の欄でございますが、美郷町の申請に対する有識者からのコメントを掲載してございます。総括しますと、これまでに整備しました「みさとと。ネスト」の活用実績が評価されたことと、町の取組みを巻き込んだ計画となっていることなどが評価をされ、高水準タイプでの採択となっております。今回の整備で、さらなる、また成果も期待をされているということになるかと思えます。以上、サテライトオフィスの補正内容と整備概要についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

●原議長

番外、住民課長。

●志村住民課長

それでは、上程いただきました議案第32号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。こちらは、地方税法及び地方税法施行令の一部を改正する法律が、令和6年3月31日に公布され、その一部が、4月1日に施行するものであったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、関連する美郷町税条例について、専決処分を行ったものでございます。改正の主な内容は、昨今の物価高に賃金上昇が追いついていない国民の負担を緩和するための一時的な措置として、実施されることとなりました定額減税に係る住民税の特別税額控除の規定の新設を初め、町民税、固定資産税、特別土地保有税の職権による減免規定の追加、令和6年度能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例の新設、固定資産税の負担調整に係る減額制度の延長などでございます。具体的な内容につきまして、新旧対照表でご説明させていただきます。新旧対照表1ページをお開きください。1ページの第51条、第71条、2ページの第139条の3は、町民税、固定資産税、特別土地保有税の減免について、それぞれ、職権による減免を可能とするただし書を追加するものでございます。続いて、附則の第5条の2につきまして

は、令和6年能登半島地震災害により住宅や家財等の資産について損失があった場合、令和5年中に生じたものとして、令和6年分の個人住民税において、雑損控除の適用対象とする規定を新設するものでございます。3ページ附則第6条につきましては、附則第5条の2を新設したことによる条ずれを反映するものでございます。続いて、3ページの下段、附則第7条の5から11ページの附則7条の8までは、住民税所得割の定額減税についての規定を新設するものでございます。附則第7条の5では、定額減税の対象者を前年の合計所得金額1805万円以下の納税者に定め、控除額は、控除対象配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円とすることとし、全ての税額控除を行った後の所得割の額から控除することを規定しています。4ページの附則第7条の6、第1項から11ページの附則第7条の7の第5項までは、納税通知書に記載する納期や納付額及び減税の実施方法についての規定を定めています。納付書などによる普通徴収は、定額減税の適用前の税額をもとに算出した第1期分から控除し、第1期分から控除し切れない場合は、第2期分以降から順次控除する。また、国民年金からの引き去りなどの特別徴収については、令和6年10月分の年金特別徴収税額から控除し、控除し切れない場合は、令和6年12月分以降の年金特別徴収税額から順次控除することなどについての定めでございます。11ページ附則第7条の8は、令和7年度の個人住民税に限り、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者を有する者について、1万円を所得割から控除することを規定するものでございます。その下の附則第8条については、条ずれの反映並びに特別徴収税額の算定に用いる所得割の額について、同額規定の適用後のものとなるように、読替え規定を追加するものでございます。続いて、12ページの附則第10条の2は、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置のうち、一定のバイオマス発電設備について、わがまち特例の割合を定める規定が新設されたことによる項ずれの整備でございます。続いて、13ページの附則第10条の3第3項は、認定長期優良住宅に係る特例として、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合は、特例を適用できることとする規定を新たに追加し、14ページの第9項から15ページの第14項までは、3項を追加したことに伴う項ずれを整備するものでございます。続いて、15ページの附則第1条は、固定資産税の特例に関する用語の意味を定める年度を、改正前は、令和3年度から令和5年度までとしていたところを、令和6年度から令和8年度までに、年度更新するものでございます。続いて、その下の附則第1条の2、16ページの附則第12条、18ページの附則第13条につきましては、土地、宅地、農地の価格及び固定資産税などの特例についての規定でございます。こちらは評価替えによる評価額の急激な上昇があった場合にも、税負担の上昇が緩やかになるよう、課税標準額を徐々に引き上げる負担調整措置等について、それぞれ、令和8年度まで3年間適用期間を延長するものでございます。19ページの附則第15条、特別土地保有税の課税の特例につきましても、法律改正に合わせた年度更新による改正でございます。19ページの附則第16条の3から23ページの附則第20条の3第5項までは、個人住民税のそれぞれの課税特例の規定に、所得割の額があるのを、個人住民税の所得割の額を含めるものと読み替える規定を追加するものでございます。以上で、新旧対照表での説明を終わります。続きまして本文の改め文、15ページの附則をお願いいたします。附則としまして、第1条で、この条例は、令和6年4月1日から施行することとしています。第2条で、別段の定めがあるものを除き、令和6年度分以降の固定資産税について適用するこ

とを規定し、同条の第2項から第4項においては、それぞれに課する固定資産税の経過措置を定めています。以上で議案第32号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第33号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。こちらは、先ほどの税条例と同じく、地方税法及び地方税法施行令の一部を改正する法律が令和6年3月31日に公布され、その一部が、4月1日に施行するものであったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、関連する美郷町国民健康保険税条例について、専決処分を行ったものでございます。改正内容につきまして、新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表の1ページをお願いいたします。第2条については、第3項の規定にあります国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の限度額を22万円から24万円に改めるものでございます。続いて第23条は、国民健康保険税の減額についての規定でございます。第1項は、第2条第3項の改定に伴い、減額後の限度額を22万円から24万円に改めるものでございます。2ページの同項第2号では、軽減判定所得の算定に係る被保険者の数に乗すべき金額を5割軽減の対象となる世帯は29万円から29万5000円に、また、同項第3号の2割軽減の対象となる世帯については、53万5000円から54万5000円にそれぞれ改めるものでございます。以上で、新旧対照表での説明を終わります。続きまして本文の改め文2ページをお願いいたします。附則としまして、第1条で、この条例は、令和6年4月1日から施行することとしております。第2条で、改正後の規定は、令和6年度以降の国民健康保険税から適用し、令和5年度分までは、従前の例によることとしております。以上で、議案第33号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●原議長

番外、会計課長。

●森原会計課長

上程いただきました議案第34号、専決処分第1号、令和5年度美郷町一般会計補正予算第10号について、ご説明いたします。本補正は、歳入につきましては、交付額が確定しました各地方譲与税交付金の増減、特別交付税、国庫支出金、寄附金の増、充当事業の歳出額の確定による特定目的基金繰入金及び過疎対策事業債、ソフト事業分の減を反映し、歳出につきましては、邑智郡総合事務組合負担金の確定戻入による減額。令和4年度重層的支援体制整備事業補助金の国庫返還金、歳入の増により生じた一般財源を財政調整基金へと積立を行うもので、予算額は、歳入歳出それぞれ4134万円増額し、総額を81億4385万1000円とし、令和6年3月31日付、専決処分としたものです。詳細につきましては、事項別明細書にて説明をさせていただきますが、初めに、第2表、地方債補正について説明させていただきます。5ページをお開きください。起債の目的一行目、過疎対策ソフト事業債、限度額を9100万円より600万円減額し、8500万円としております。これは、9号補正で精査し切れなかった充当予定事業の歳出減や、繰越に伴うもので、実際の借入申請額を限度額とさせていただいております。それでは、補正予算の内容について、事項別明細書にて説明をさせていただきます。8ページをお開きください。歳入です。款2 地方譲与税、款3 利子割交付金、款4 配当割交付金。次ページに進んでいただきまして、款5 株式等譲渡所得割交付金、款6 法人事業税交付金、款7 地方消費税交付金、款8 環境性能割交付金。さらに、10ページの款10 地方交付税、

こちらは特別交付税ですが、これらは、いずれも交付額の確定による増額補正です。その下、款 11 交通安全対策特別交付金ですが、今年度は交付がございませんでしたので、予算額を皆減とするものです。続いて、款 14 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 2 衛生費国庫補助金、節 1 保健衛生費補助金、地域脱炭素移行再エネ推進交付金、補正額 419 万円。3 月補正予算後における実績の増による増額補正です。次に、目 5 総務費国庫補助金、節 2 総務管理費補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、補正額 662 万 2000 円。これは、低所得世帯支援分 7 万円給付事業ですが、この追加交付と、定額減税一体給付分の住民税均等割のみ課税及び子ども加算世帯への給付事業の確定によるものです。11 ページをお開きください。款 17 寄附金、項 1 寄附金、目 2 指定寄附金、節 1 同寄附金、補正額 100 万円。企業版ふるさと納税の 1 件増によるものです。その下、款 18 繰入金、項 2 基金繰入金、目 3 公共施設維持管理基金繰入金、節 1 同基金繰入金、補正額 250 万円減。その下の目 14 地域振興基金繰入金、節 1 同基金繰入金、補正額 1100 万円減。いずれも充当対象の歳出の減によるものですが、地域振興基金繰入金につきましては、連合自治会等へ交付をしております地域力アップ交付金の実績減と、バリ島マス村との友好協定 30 周年記念事業の確定減などによるものです。続いて、款 20 諸収入、項 7 雑入、目 5 雑入、節 7 商工費雑入、補正額 400 万円。これは、令和 3 年度に交付をいたしました地域商業等支援事業費補助金 2 件の返還についての計上をしたものです。次ページをお願いします。款 21 町債、項 1 町債、いずれも、過疎対策事業債、ソフト事業分の減ですが、目 1 総務債は、空き家改修や利活用に関する補助金の減、目 7 教育債は、小中学校の学習支援員の人件費の減等によるものです。続いて歳出です。13 ページをお願いします。なお、町債、基金繰入の減等による財源更正、予算額の組替につきましては、説明を省略させていただきます。上から 2 段目ですが、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 5 財産管理費、節 24 積立金、補正額 4200 万円。歳入増に伴い生じた一般財源を財政調整基金へ積立を行います。一つ飛ばしまして、目 10 諸費、それからその下、目 12 電子計算費、節 18 負担金補助及び交付金、補正額がそれぞれ 25 万 7000 円、518 万 8000 円の減です。どちらも邑智郡総合事務組合総務課情報システム課への負担金額の確定による減です。次に、最下段の款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費、節 22 償還金利子及び割引料、補正額 880 万 3000 円。これは、令和 4 年度の重層的支援体制整備事業交付金の国庫への返還額確定によるものです。次ページへ進んでいただきまして、節 27 繰出金、補正額 201 万 8000 円減。こちらも邑智郡総合事務組合介護保険事業課への負担金の確定減によるものです。続いて、款 4 衛生費、項 2 清掃費、目 2 塵芥処理費、同じく目 3 し尿処理費、節 18 負担金補助及び交付金、補正額 176 万 1000 円。95 万 4000 円の減ですが、こちらも邑智郡総合事務組合環境衛生課への負担金額の負担金額の確定による減額補正です。最後に、16 ページの款 14 予備費、項 1 予備費、目 1 予備費、補正額 71 万 5000 円。これは、財政調整基金への積立金額を 4200 万円としたための調整増です。以上で議案第 34 号、令和 5 年度美郷町一般会計補正予算第 10 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

●原議長

番外、教育課長。

●旭林教育課長

上程いただきました議案第 35 号、工事請負契約の変更について、ご説明いたします。

この議案は、令和5年9月25日の令和5年第4回臨時会で議決いただき、同日で本契約を締結いたしました。美郷町カヌー艇庫建設工事について、地方自治法第96条第1項第5号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。変更する内容は、契約金額7億7330万円を8億2470万5200円に変更します。増額の5140万5200円は、現在の予算の範囲内となっております。変更の理由は、労務単価、資材費の上昇等による請負代金の増によるものです。今回増額となった資材費の上昇分には、海外調達部材に関し、航海での商船攻撃が多発しているため、海上ルートの変更を余儀なくされたことによる輸送コストの増が含まれています。また、議案外の事項ではありますが、工期の変更について、合わせて申し上げます。契約金額の変更理由で、ご説明いたしました海上ルート変更により、8月30日までの工期を1カ月延長し、9月30日までに変更します。以上、ご審議のほど、よろしくお願いをいたします。

●原議長

提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

初めに、議案第31号について質疑を許します。質疑のある方は、ページ数を示してからお願いいたします。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので、議案第31号の質疑を終わります。

続きまして、議案第32号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので、議案第32号の質疑を終わります。

続きまして、議案第33号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので、議案第33号の質疑を終わります。

続きまして、議案第34号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので、議案第34号の質疑を終わります。

続きまして、議案第35号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので、議案第 35 号の質疑を終わります。

●原議長

12 番、西嶋議員。

●西嶋議員

後でいうのもなんなんですが、さっきのタクシー助成のですね、説明をちょっともう一遍、せっかくここへ出ておりますんで、してもらいたいと思います。よろしくお願ひします。

●原議長

番外、企画推進課長。

●行田企画推進課長

西嶋議員からご指摘のありましたタクシー利用助成につきまして、資料、参考資料としまして、31 の 3 でお示しをさせていただいております資料をごらんいただきたいと思ひます。このたびのタクシー利用助成事業の拡大につきましては、現行の交通空白地を対象としたタクシー利用助成から、旧町村内を単位としました邑智地域、大和地域内の移動を移動支援を目的とした事業への拡大を図るものでございます。ございますように、利用対象者としましては、運転免許証をお持ちでないですとか、または自主返納された方、自家用車での移動が困難な方、バス等の利用が難しく、タクシーでの利用が移動手段の、唯一の移動手段となる方ということをご想定したものでございます。利用できる範囲としましては、先ほど申し上げましたように、邑智地域の方は、粕渕等の中心部へ、または地域内の移動に、大和地域の方は都賀本郷等の中心部へ、または、大和地域内の移動にご利用いただけます。利用料金としましては、1 回の乗車当たり 400 円のご負担となっております。また、参考としまして、現行のタクシー利用助成事業を参考にしまして、利用回数としましては、月 8 回、片道を 1 回として、週 1 回程度の外出ということで、4 月当たり 4 往復の 12 か月、年間 96 回という、一応回数の上限を設けております。利用目的としましては、通院や買物など、目的は特に限定したものではありませんので、幅広い外出にお使いをいただけるものと思っております。また、対象地域外への移動につきましては、現行の公共交通機関等も、ご活用いただきまして、こういった公共交通機関も利用していただいて、機関として守っていただきたいということでございます。利用手順は、そちらにお示ししてあるとおりでございますが、現行の制度と同様の手続きをお踏みいただく形となります。以上、簡単ではございますが、タクシー利用助成についてのご説明とさせていただきます。

●原議長

次に、議案第 31 号から議案第 35 号までの議案第 5 件について一括して討論に入ります。討論のある方は、議案番号を示してからお願いをいたします。

反対討論はありませんか。

(なしの声)

●原議長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●原議長

いずれもないようですので、討論を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

初めに、議案第 31 号、令和 6 年度美郷町一般会計補正予算第 1 号について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

恐れ入ります。もう一度挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

●原議長

挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第 32 号、専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●原議長

挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第 33 号、専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●原議長

挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第 34 号、専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●原議長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第 35 号、工事請負契約の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●原議長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉じるとともに、令和 6 年美郷町議会第 2 回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉 会 午 前 10時21分)